

令和5年9月4日 令和5年度地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

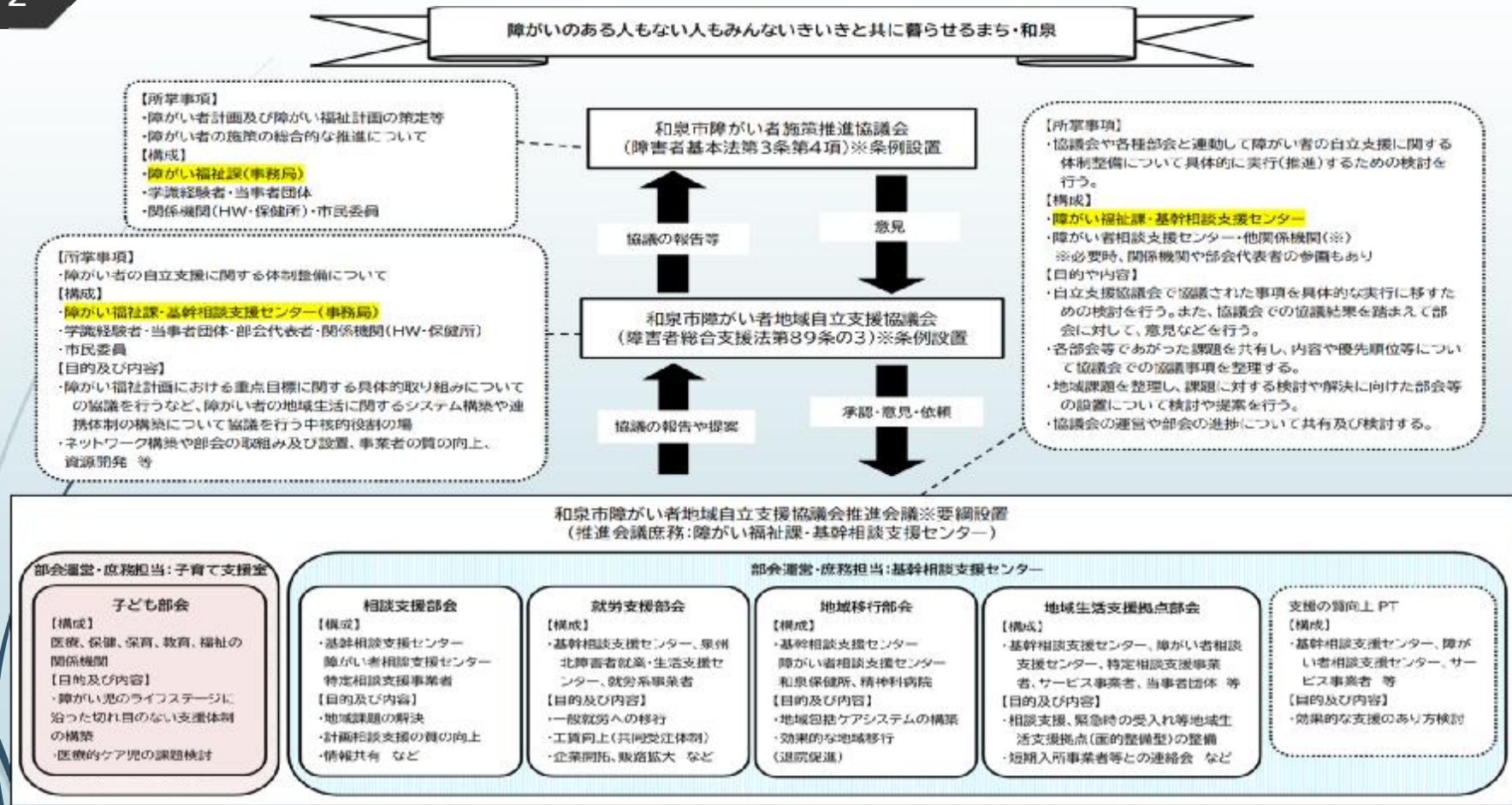
和泉市における 地域生活支援拠点整備の取組報告

1

和泉市 福祉部 障がい福祉課

発表者 宮本・久芳

和泉市の自立支援協議会の体制



地域生活支援拠点整備の取組みの経過

- 平成30年度に地域生活支援拠点プロジェクトチーム（市・障がい者基幹相談支援センター・委託相談）を設置し、実態把握・イメージの整理・部会設置等について検討を行う。
- 平成30年度末に地域生活支援拠点部会（PTのメンバーに加え、特定相談支援事業者・短期入所事業者・共同生活援助事業者・当事者団体が参画）を設置し、拠点整備方針作成及び事前登録制の導入に向けて検討を行う。
- 令和2年度自立支援協議会において、拠点整備方針及び事前登録制について承認を得る。
- その後は地域生活支援拠点部会において事前登録制の推進等に取り組む。

★悩んだこと（悩んでいること）★

- ・地域生活支援拠点を整備することが目標とされていたが、どんな整備をイメージして、どのように取組みをスタートするのが良かったのか？
- ・どのように取組みを進めていくのが良かったのか？

地域生活支援拠点の概要

- 地域生活支援拠点の類型・・・面的整備型
 - 地域生活支援拠点の機能
 - 「相談」・・・事前登録制（別紙1参照）
 - 「緊急時の受入れ対応」・・・短期入所を活用した受入れ
 - 「地域の体制づくり」・・・各種加算に係る届出等の整備
(地域生活支援拠点等相談強化加算・地域体制強化共同支援加算)
 - コーディネーター・・・障がい者基幹相談支援センターが担っている（平日の日中のみ）
- ★悩んだこと（悩んでいること）★
- ・事前登録制の導入とあるけど、どんな登録制が良かったのか？
 - ・どんなポイントで検討すれば良かったのか？
 - ・地域の体制づくりって具体的にどういうものか？加算の活用イメージ？？

事前登録制について

■事前登録制導入の目的

- ・拠点整備にあたっての実態把握より、市内の短期入所事業者の困りごととして、受入れにあたって本人の状態像が不明であることであったため、あらかじめ本人の状態像を把握してもらう。
- ・計画相談支援が各個別ケースについて、本人の状態や生活状況等を踏まえて緊急事態の対応にかかるマネジメントを意識し、対応してもらう。
- ・計画相談支援を中心とした、関係機関・関係事業者等との個別のネットワークの強化に取り組んでもらう。

★悩んだこと（悩んでいること）★

短期入所事業者への協力の呼びかけは市内の短期入所事業者に行ったけど、他市の短期入所事業者との協力体制をどのように構築すれば良いのか？

地域生活支援拠点の検討・検証

- 地域生活支援拠点部会において検討（現在の検討状況）
 - ・ 事前登録制の推進として、各個別ケースごとで緊急時の対応の体制を整備してもらうことを目的に「もしもキャンペーン」（別紙2参照）に取り組んでいる。
 - ・ 短期入所により対応が困難なケースに対する訪問系サービスを活用した緊急時対応の体制の整備に取り組んでいる。
 - 自立支援協議会において検証
地域生活支援拠点部会での検討・取組み状況を報告し、意見をもらっている。
- ★ 悩んだこと（悩んでいること） ★
- ・ 検証ってどのように検証を行うのが良いのか？
 - ・ 他の自治体ではどのように検証を行っていますか？

地域生活支援拠点整備の 運営における課題など

- 事前登録制を導入しているけど、登録が進んでいない
- 計画相談支援による緊急時対応を想定したリスクマネジメントが十分でない
- 強度行動障がいにより短期入所の利用がなじまない人への対応の体制の構築が難しい
- 医療的ケアを要する者は短期入所での対応が困難であり、医療機関とのネットワーク構築が必要であるが、対応の体制の構築が難しい
- 市内の短期入所事業者との協力体制は一定できているがより広域的な体制の構築が難しい
- 24時間365日体制の整備が難しい
- 地域移行と関連できていない

➡現在の事前登録制をベースとし、課題などの解決を目指し、機能強化を進める。

第7期障がい福祉計画に向けて①

国基本指針（抜粋）

■ 3 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■ 別表第一

地域生活支援拠点等の設置個所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

第7期障がい福祉計画に向けて②

- 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置
具体的にどうということ？
- 支援ネットワークなどによる効果的な支援体制
効果的な支援体制とは例えばどういうもの？
- コーディネーターの配置人数
コーディネーターの配置人数を目標に定めることの意義は？
そもそもコーディネーターの機能のあり方とは？

おわりに

ご清聴ありがとうございました。

和泉市は特に何かが進んでいるというわけではありません。

日々、どのような取組みを進めていけばいいのだろう？と苦悩しながら自立支援協議会や部会などに取り組んでいます。

地域生活支援拠点の整備以外にも取り組まないとならないことは多くあります。

皆さんの取組みなども参考にさせていただければありがたいです。

支援者用

地域生活支援拠点事業の利用について

和泉市では、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように障がい者等やその家族の地域生活における**緊急事態**の支援体制を整備しています。

この取り組みは、今すぐ支援が必要な「緊急時」への対応と、将来起こりうる「緊急時」に備えるために、相談支援専門員や短期入所等のサービス事業所の理解と協力が必須になっています。

緊急事態の定義

介護者が急病、入院、葬祭、死亡等で突発的に不在、もしくはそれに近い状態になり、障がい者等のケアが出来ず、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活が出来なくなる状態。

《制度の利用可能時間について》

平日（月～金のみ、祝祭日は除く）の9時から17時

《利用対象者》 下記①～⑤全ての条件を満たすもの

- ① 利用者の年齢が、18歳以上64歳以下
- ② 和泉市内で家族(介護者)と同居 ※世帯状況は問わない
- ③ 短期入所の支給決定を受けている
- ④ 障がい支援区分4以上
- ⑤ 計画相談支援を利用している

《相談支援専門員の役割》

緊急事態が発生するまでの動き

- ① 担当している障がい者等の緊急事態発生のリスクを判断した上で、地域生活支援拠点事業の利用対象者に該当するかを確認し、担当の障がい者相談支援センター（委託相談）に相談し、対象者の要件の確認や手続きについての助言を受けます。
- ② 障がい者相談支援センター（委託相談）に相談の上、該当する場合は、障がい者等やその家族に事前登録の提案を行います。
※下線……の提案を行う際は、『利用者様家族様用地域生活支援拠点事業の利用について』（仮）を活用する。
- ③ 障がい者等やその家族が登録を承諾した際は『基本情報シート』を作成し、事前登録の準備（※参照）を整えた上で『事前登録届出書』と一緒にコーディネーターに提出してください。事前登録届出書作成時に、必ず緊急時の移送担当者を決めておいてください。また、事前登録届出書の提出後は、写しを配布する等して利用されている各サービスの事業所（登録の対象外のサービスであっても、利用時に緊急事態が発生する可能性もあるため

内容の共有が必要)への周知もお願いいたします。

※事前登録の準備について

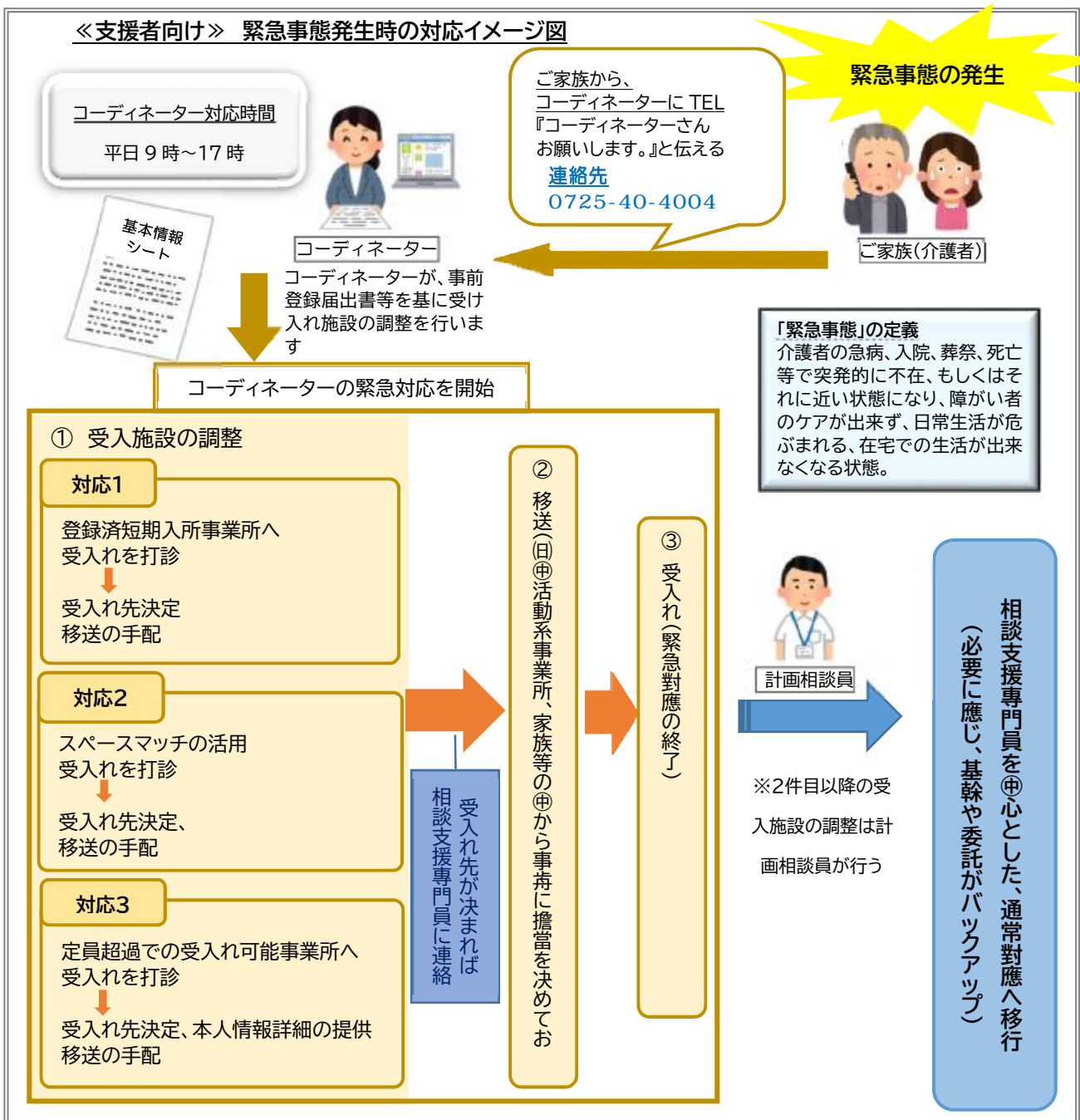
和泉市内の事業所のうち、登録しようとしている事業所(3か所)と契約を交わし、当該事業所での見学や体験利用を勧めておいてください。契約を交わした事業所には、基本情報シートを渡した上で内容を共有しておいてください。

- ④ 基幹相談支援センターで基本情報シート等の内容を確認し、必要に応じて現状の支援の見直しや再調整を行います。

緊急事態が発生した後の動き

- ① 緊急事態発生時の初回の受入れ施設の調整は、コーディネーターが行います。

その後、短期入所支給決定の利用範囲(7日以内)を超え利用継続が必要な状態であるが、受入れ施設が対応できない場合は、次の入所施設等の調整を相談支援専門員が行ってください。



もしも キャンペーン

「いつか」ではなく、いまかんが今考える「もしも」の時のこと。
「もしも」の時もあんしん安心できる地域でありたい。

しょう かた
障がいのある方

かぞく たお
「もしも」家族が倒れたら…
とき ほ
「もしも」の時はこうして欲しい

りよう じぎょうしょ
いつも利用している事業所

き かぞく
気がかりなご家族がいる
かぞく がんば
ご家族が頑張りすぎかも？
たよ
頼れるところはあるのかな？
「もしも」の時ときはなにができるかな？

はな
みんなで話し合おう

たんとうしゃかいぎ はな きかい
担当者会議など、みんなが話せる機会に
「もしも」の時ときのことを話し合っはな あて
そな
備えていきましょう。

～もしもキャンペーンとは～

和泉市障がい者地域自立支援協議会・地域生活支援拠点部会では、障がいのある方の「緊急時の支援体制」に
ついての取組みを行っており、短期入所を活用した支援体制を構築するなど、整備を進めています。
今後、さらなる充実に向けてどのような支援体制が必要か、個別に利用者の希望や状況をお聞きし、その方に合った
支援体制の構築を進めるため、考えるきっかけ、話し合いを持つ機会としてキャンペーンを企画しました。

「もしも」のときを

考えよう



たとえば、日頃障がいのある方を介護されている方が急に不在となった場合、どのような支援が必要か、ご本人に合った支援体制について、ご家族、支援者と事前に話し合い「もしも」の事態に備えていきましょう。

障がいのある方・ご家族

今はまだ元気だけど…
もし家族が倒れたら
ご本人の介護についてどうすれば良いのか

サービス提供事業所

行き慣れた事業所でご本人のことをよく知っている
もし家族がみれなくなった時、
なにができるかな。



みんなで考えよう

「もしも」の時はどんな支援が必要か
担当者会議やモニタリング等の場面で
「もしも」の時について話し合い、備えましょう。



point

「もしも」の時はどんな時？

- ・ご家族など介護されている方が不在になるリスクは？（入院やその他の事情など）
- ・不在となった場合緊急的に支援が必要かどうか

「もしも」の時がきたら

- ・支援が必要な場合、誰がなにを担うか。
→親族などで支援してくれる人がいる
→支援者で介護等する必要がある

【具体的にどんな支援が必要か】

- 短期入所を利用したい
 - 在宅で介護を受けたい
 - その他
- 連絡や送迎などの役割分担も確認しておきましょう

「もしも」の時に備えて

- ・具体的にどのようなサービスがどれくらい必要か
- ・今の支援量を変更する必要があるか
- ・支援計画や支給量の見直しをしましょう